

6月 事務局便り原稿

「新型コロナウイルス感染防止のための就業について」

緊急事態宣言が解除されましたが、今後は新型コロナウイルスとの共存が必要になると言われており、感染リスクは常に存在します。

そこで今後の就業について、会員皆さんの安全確保のため、次の通りと致したいと思いますので、ご協力・ご理解をお願い致します。

※就業に当たっての注意事項

1. 三密は避けること。
2. 就業中、対面中は必ずマスクを着用すること。
なお、作業中にマスク着用による息苦しさを感じた時はマスクの脱着は自己の判断で行うこと。
3. 就業中であっても、手洗いや消毒が出来る状況にあるときは常に手洗い消毒を行うこと。
4. 就業終了後は、手洗いや消毒を必ず行うこと。
5. お客様並びに会員同士の会話は、マスクを着用の上、なるべく短く、できれば2 m程度の距離を保つこと。
6. 夏場に於けるマスクを着用しての就業は、熱中症にかかりやすいので、水分補給や休憩を多めにとるようにすること。

事務局長 新保 暉